

次期計画（素案）における主な論点

1 計画の名称（表紙）

こども基本法に定める全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現及び大田区基本構想で掲げる基本目標「未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち」の実現のために策定する、区のこども政策に関する計画であることを明示するため、次のとおり計画の名称を変更する。

[現行] 大田区子ども・子育て支援計画 → [次期] 大田区こども未来計画

2 基本理念・施策の体系

前回会議での議論を踏まえ、次のとおり修正する（下線部分）。

(1) 基本理念（P. 20）

[前回] すべてのこどもが尊重され、保護者の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で応援するまちにします。

[修正] すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします。

(2) 施策の体系（個別目標 6-2）（P. 24）

[前回] こども・子育て家庭を応援する地域づくり

[修正] 地域・社会でこども・子育て家庭を支える環境づくり

3 本計画における重点ポイント【新設】

我が国のこども・子育て政策の大転換期と重なる本計画期間（令和 7 年度から令和 11 年度まで）において、区のこども・子育て家庭を取り巻く課題を解決していくため、新たに重点ポイントを定め、関連施策の着実な推進を図る。

重点ポイントは「こどもへの支援」「子育て家庭への支援」「地域・社会づくり」の観点から以下の 7 つを定める。

(1) こどもへの支援（P. 29）

「こどもまんなか社会」の実現の基礎となるこどもの権利の擁護と、それを土台としてこども達が未来に向けて健やかに育つための支援として次の 2 つを定める。

①（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターの整備

② 子育て支援の推進

(2) 子育て家庭への支援（P. 29）

全ての家庭に支援を届けるとともに、区の子育て家庭が置かれてる状況を踏まえ、特に強化が必要となる支援として次の 3 つを定める。

- ① 共働き・共育て家庭への支援の強化
- ② ひとり親家庭への支援の強化
- ③ 子育て家庭の視点に立った情報発信

(3) 地域・社会づくり (P. 30)

こども・子育て家庭を「応援する」地域・社会から一歩進め「支える」地域・社会づくりを進めていくため、次の2つを定める。

- ① 区にある資源を活かした地域づくり
- ② 「こどもまんなかアクション」の推進